

東京都地域企業再建支援事業費補助金交付要綱

7 産労商調第 1027 号

令和 7 年 12 月 17 日

改正 8 産労商調第 554 号

令和 8 年 9 月 7 日

(通則)

第 1 条 東京都地域企業再建支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）、東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日 37 財主調発第 20 号。以下「施行規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京都（以下「都」という。）が令和 7 年台風第 22 号及び第 23 号（以下「台風」という。）により被災した事業者の復旧及び復興に向けた取組を支援することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「事業者」とは、令和 7 年 12 月 3 日政令第 399 号により激甚災害指定を受けた 2 町村（八丈町、青ヶ島村）に事業所を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する、別表第 1 に掲げる、中小企業者及び知事が特に支援が必要であると認める組合等とする。ただし、以下の各号に掲げる者を除く。

- (1) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項に規定する一の大企業者（以下「大企業」という。）が発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している事業者
- (2) 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している事業者
- (3) 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している事業者

2 この要綱において「復旧」とは、被災施設及び被災設備等の機能が、台風による被害を受ける直前と同程度の状態まで回復することをいう。

3 この要綱において「復興」とは、復旧を契機として、経営力強化等に係る取組を行うことで、台風による被害を受ける直前の状況を超えた経営状況を目指すことをいう。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が、台風により被災した事業用施設及び設備等の復旧及び復興のために行う取組みとする。

(補助対象経費)

第 5 条 本要綱における補助対象となる経費は、別表第 2 に掲げる経費とする。

- 2 台風による被害を受けた施設、設備等の滅失又は毀損によって補助対象者が受けるべき保険金及び共済金等（以下「保険金等」という。）がある場合、当該受取保険金額を補助対象経費から控除する。
- 3 補助対象経費については、都が災害救助法を適用した令和 7 年 10 月 8 日以降に発注した経費まで遡及を認める。
- 4 補助金の交付を受けて復旧する施設や設備等は、被災前と同等の状態に戻すための修繕を原則とする。ただし、修繕が不能であることを証明する書類を提出し、知事が認める場合は、建替えや新

規購入等による復旧を認めるものとする。この場合において、新品又は中古品を問わず、復旧の対象と同等、同一の数量、目的及び用途であることとする。

- 5 補助金の交付を受けて復旧又は復興した施設や設備等は、被災時に設置されていた事業所（以下「被災事業所」という。）への設置を原則とする。ただし、知事が必要と認める場合には、この限りでない。
- 6 別表第3に掲げるものは、補助対象経費から除外する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第4に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、その定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 事業者は、既に交付決定を受けた補助金の額が別表第4に定める補助限度額の範囲内において、複数回に分けて補助金の交付申請を行うことができる。ただし、第8条第1項の規定による交付決定を受けた補助事業のうち完了していないものがある場合は、この限りでない。なお、同一の補助対象経費について重複して交付申請を行うことはできない。
- 4 前項ただし書きに該当する場合において、新たな補助対象経費を追加しようとするときは、新たな交付申請によらず、第11条の規定に基づく変更承認申請を行わなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を当該事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定を行うにあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 5 知事は、災害発生日以降で交付決定の前に行われた事業者が行う災害の復旧及び復興に要する経費についても、事業者において写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者（前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、前条1項の規定による通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面（様式第3）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第 10 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第 11 条 補助事業者は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金に係る補助事業の内容の変更承認申請書（様式第 4）及び知事が別に定める書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業の内容に変更がなく、補助対象経費の合計額が増加しない場合
- (2) 補助事業の経費項目の相互間における流用増減が 20 パーセント以内の場合
- (3) 事業の内容の一部を取りやめる場合

3 知事は、第 1 項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 6 による事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第 14 条 知事は、補助事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、その者の補助事業が交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は事務の手引きに定める遵守事項に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(債権譲渡の禁止)

第 15 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第 18 条第 1 項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債

権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 6 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第 1 項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、東京都会計事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日東京都規則第 88 号）に基づき、知事が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第 16 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第 7 による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了後、知事が定める期日までに、実績報告書（様式第 8）及び知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額及び受取保険金等の額が明らかな場合には、これらを補助対象経費の額から控除して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 18 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 11 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 補助事業者は、知事が実施する実績報告書等に係る調査及び調査により必要となった書類の提出等に協力しなければならない。
- 3 知事は第 1 項の規定により交付額を確定した場合は、補助金交付額確定通知書（様式第 9）により補助事業者に金額を通知する。

（補助金の支払）

第 19 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 10 による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額及び受取保険金等の額の確定に伴う補助金の返還）

第 20 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額及び受取保険金等の額が確定した場合には、様式第 11 により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額及び受取保険金等の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第 22 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(職員の調査等)

第 21 条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 前項の規定は、第 18 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付決定の取消し等)

第 22 条 知事は、第 12 条による承認をしたとき、第 13 条による報告を受けたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、施行規則、若しくは要綱又は法令、規則、施行規則、若しくは要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は事務の手引き等に定める遵守事項、補助金交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (6) 補助事業者が、別紙に記載する暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 4 号又は第 6 号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満は除く。）の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を徴するものとする。
 - 5 第 3 項及び第 4 項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(財産の管理等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、台帳（様式第 12）を備え管理しなければならない。

- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を都に納付させるものとする。

(財産の処分の制限)

第 24 条 取得財産等のうち、規則第 24 条第 5 号及び第 6 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第 24 条ただし書きに定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、知事が別に定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 13 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(その他必要な事項)

第 25 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、申請要領等で別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から適用する。

附 則

この改正により追加する第 7 条第 3 項及び第 4 項、改正後の第 20 条第 2 項については、令和 7 年 12 月 22 日から適用する。

別表第 1

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常勤従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

【組合等】

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、生活衛生同業小組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、酒造組合、酒造組合中央会、酒造組合連合会、酒販組合、酒販組合中央会、酒販組合連合会、中小企業等協同組合、内航海運組合、内航海運組合連合会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人

別表 第 2

経費区分	経費項目	内容
復旧に 要する経費	施設修繕費	ア 被災施設の修繕に要する経費 イ 被災施設が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する施設への建替えに要する経費（被災施設の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。） ウ 被災施設等の建替えに伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災施設の修繕・建替えに伴う、知事が必要と認める経費
	設備修繕・購入費	ア 被災設備等（業務用車両を除く。以下同じ。）の修繕に要する経費 イ 被災設備等が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する設備等の購入に要する経費（被災設備等の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。） ウ 被災設備等の入替に伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災設備修繕・購入に伴う、知事が必要と認める経費
	車両修繕・購入費	ア 被災業務用車両の修繕に要する経費 イ 被災業務用車両が台風による被害を受ける直前に有していた機能と同程度の機能を有する業務用車両の購入に要する経費（被災業務用車両の修繕が困難であると知事が認めた場合に限る。） ウ 被災業務用車両の入替に伴う処分に要する経費 ※処分に伴い収入が生じた場合、当該収入額を復旧に要する費用から除く。 エ その他、被災業務用車両修繕・購入に伴う、知事が必要と認める経費

復興に 要する経費	施設費	ア 事務所、工場、事業場、倉庫、店舗等の改修等に要する経費 イ その他、知事が必要と認める経費
	設備費	ア 機械装置の購入等に要する経費 イ その他、知事が必要と認める経費
	広報費	ア 製品のPR、ホームページの構築等に要する経費 イ その他、知事が必要と認める経費
	開発費	ア 試作品開発、原材料購入等に要する経費 イ 知事が必要と認める経費
	委託費	ア 取組の一部を委託する経費 イ その他、知事が必要と認める経費
	専門家経費	ア 本取組の実施のために依頼した専門家へ支払われる経費 イ その他、知事が必要と認める経費

別表第 3

国、都又は市町村の他の補助金等を活用する施設及び設備等に係る経費
消費税及び地方消費税相当額
補助対象経費と補助対象外経費の支払の区別が難しいもの
保険が請求できるにもかかわらず、請求を行わないでいる経費
被災時に存在しなかった施設や設備等に係る経費 ※復旧に要する経費のみ
知事が定める期日までに補助事業を完了できなかった施設、設備等に係る経費
上記に掲げるもののほか、それと同等・同類のもの

別表第 4

経費区分	補助限度額	補助率
復旧に要する経費	5,000 万円	4 / 5
復興に要する経費	復旧に要する経費と合わせて 5,000 万円	4 / 5

※復興に要する経費の申請は復旧に要する経費の申請が前提となる。